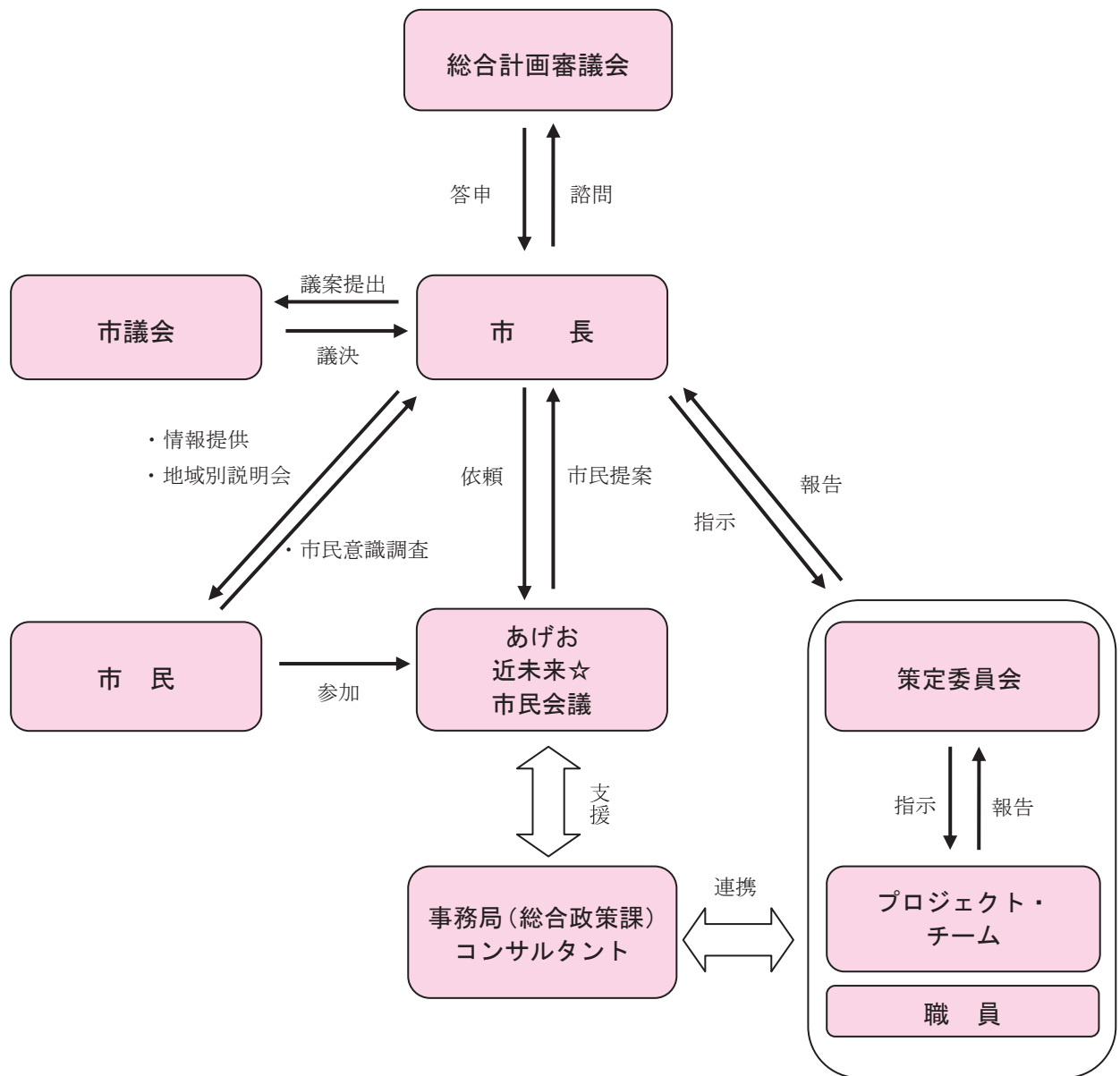


參考資料



● 策定体制



●上尾市総合計画審議会条例

○上尾市総合計画審議会条例

昭和44年3月31日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、上尾市総合計画を樹立するため、上尾市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市総合計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため、上尾市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市議会議員 5人以内

(2) 市政の各分野において優れた識見を有する者 10人以内

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年条例第20号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第13号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

■上尾市総合計画審議会委員名簿

No.	委員区分			氏名	備考
1	1号	市議会議員	会長	田中 守	
2	2号	優れた識見	副会長	平 修久	
3	1号	市議会議員	委員	道下 文男	
4	1号	市議会議員	委員	深山 孝	
5	1号	市議会議員	委員	井上 茂	平成22年4月27日から
6	1号	市議会議員	委員	西村 テル子	
7	2号	優れた識見	委員	榎本 忠夫	平成22年3月31日まで
8	2号	優れた識見	委員	平田 秀明	平成22年4月27日から
9	2号	優れた識見	委員	吉澤 栄一	
10	2号	優れた識見	委員	松本 悦子	
11	2号	優れた識見	委員	河野 忠	
12	2号	優れた識見	委員	山根 信夫	
13	2号	優れた識見	委員	太田 篤實	
14	2号	優れた識見	委員	土井 英明	
15	2号	優れた識見	委員	山崎 みつ江	
16	2号	優れた識見	委員	矢島 通夫	

敬称略

(任期：平成22年2月18日～平成23年3月31日)

●上尾市総合計画審議会への諮問及び答申

■諮問

上 総 第 1 8 8 号

平成22年2月18日

上尾市総合計画審議会 会長 様

上尾市長 島 村 穰

第5次上尾市総合計画（案）について（諮問）

このことについて、上尾市総合計画審議会条例（昭和44年条例第14号）第2条の規定により、下記について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 第5次上尾市総合計画 基本構想(案) (平成23年度～平成32年度)
- 2 第5次上尾市総合計画 前期基本計画(案) (平成23年度～平成27年度)

■答申

上尾市長 島 村 穰 様

上尾市総合計画審議会

会長 田 中 守

第5次上尾市総合計画（案）について（答申）

平成22年2月18日付け上総第188号により、本審議会に諮問された第5次上尾市総合計画基本構想（案）・前期基本計画（案）について、次のとおり答申します。

答申

本審議会は、市長から諮問のあった第5次上尾市総合計画 基本構想（案）・前期基本計画（案）について慎重に審議した結果、適切であると判断します。

なお、審議会における主な意見・要望を別紙のとおり取りまとめたのでご留意いただくとともに、上尾市の将来像である「笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお」の実現を目指して、最大限努力されるよう要望します。

■意見・要望

◎全体的事項

行財政3か年実施計画は、毎年見直しを行っているが、総合計画との整合がとれている実施計画としていただきたい。

事業の推進には、目標とする成果を意識して取り組んでいただきたい。

協働によるまちづくりを推進するために、積極的な情報発信とともに市民ニーズを的確に把握していただきたい。

計画の進捗状況をしっかり把握するとともに、進行管理に取り組んでいただきたい。

◎支え合う安心・安全なまちづくり

全ての市民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現することを目指し、様々な人権課題に対する取り組みを推進していただきたい。

高齢者、障害者のために、生きがいの場づくりへの取り組みを積極的に推進していただきたい。

◎未来につなぐ環境づくり

未来につなぐ環境づくりでは、市民の「みどり」や「環境」に対する意識は、非常に高いものがあることから、上尾市環境基本条例の理念に基づき市民・事業者の意識向上に対する取り組みを推進していただきたい。

廃棄物処理施設の維持・整備には多額の事業費が必要である。まずは、ごみの減量化を積極的に進めていただきたい。

社会資本整備への取り組みは、市民ニーズを的確に把握しながら、効率的・効果的に推進していただきたい。

◎快適な都市空間づくり

快適な都市空間づくりでは、大規模道路の整備など今後の状況変化に対応した土地利用を推進していただきたい。

◎美しく心豊かなまちづくり

心豊かな文化都市づくりを進めるために、地域文化の継承と創造に対する取り組みを積極的に推進していただきたい。

既存施設の有効活用などにより、文化財や歴史資料のための文化的施設の整備を進めていただきたい。

◎たくましい都市活力づくり

都市農業が持っている役割を認識し、地域の産業として推進していただきたい。

市民の安心・安全の確保と利便性の向上、高齢者や環境に配慮した商店街とするための商業環境整備を図るとともに、産学官民の連携を推進し、まちの顔として中心市街地の形成に取り組んでいただきたい。

工業は、まちの力であり、産業振興拠点や既存工業団地の整備に取り組み、上尾道路などの交通条件を活かした積極的な企業誘致を推進していただきたい。

◎明日を担う人づくり

人権教育の取り組みを推進し、相手の立場に立って考え、思いやりのある児童生徒の育成、いじめのない学校づくりを進めていただきたい。

◎市民との協働と新たな行政運営

協働には、若い世代のリーダーづくりが不可欠であるとともに、市民がまちづくりに積極的に参加できるシステムを構築し、協働の体制づくりを推進していただきたい。

厳しさを増す行政運営の中で、徹底した市民目線での無駄を省くとともに事業の精査を行うことで、財源確保に努めていただきたい。その上で、行政サービスが低下しないように国、県の補助金・交付金の有効活用を図りながら取り組んでいただきたい。

●上尾市総合計画策定委員会設置規程

○第5次上尾市総合計画策定委員会設置規程

平成20年8月8日
訓令第1号

(設置)

第1条 第5次上尾市総合計画(次条において「総合計画」という。)の策定を計画的かつ円滑に行うため、第5次上尾市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第5次上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム設置規程(平成20年上尾市訓令第17号)第1条に規定する第5次上尾市総合計画策定プロジェクト・チームの作成した総合計画の案を調査審議し、総合計画を策定する。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、総合計画の策定に関する重要事項に関し協議するとともに、その総合的な調整を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員14人をもって組織する。

2 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、企画財政部長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、市長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

教育長	秘書室長	総務部長	健康福祉部長	市民部長	環境経済部長	都市整備部長	建設部長
会計管理者	消防長	水道部長	議会事務局長	教育委員会事務局	教育総務部長	教育委員会事務局	学校教育部長

●上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム設置規程

○第5次上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム設置規程

平成20年8月8日

訓令第17号

(設置)

第1条 第5次上尾市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に当たり、その案を作成するため、上尾市組織規則(昭和59年上尾市規則第11号)第6条第1項の規定に基づき、第5次上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームは、総合計画の案の作成に関し必要な次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本方針の検討に関すること。
- (2) 施策及びその事例の調査研究に関すること。
- (3) 基礎資料の収集に関すること。
- (4) 各部の所管事項に係る連絡調整に関すること。

(構成)

第3条 チームは、リーダー1人、サブ・リーダー2人及びメンバー13人をもって構成する。

(職務従事の形態)

第4条 リーダー、サブ・リーダー及びメンバーは、現所属のまま、必要の都度チームの事務に従事するものとする。

(策定委員会への報告)

第5条 チームは、総合計画の案を作成したときは、その内容を第5次上尾市総合計画策定委員会設置規程(平成20年上尾市・上尾市消防本部・上尾市水道事業・上尾市議会・上尾市教育委員会教育長訓令第1号)第1条の第5次上尾市総合計画策定委員会(以下この条において「策定委員会」という。)に報告しなければならない。

- 2 チームは、策定委員会の要求があったとき、又は必要があると認めるときは、総合計画の案の作成に関しその進捗よく状況を策定委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定による報告の結果に基づき、策定委員会がチームに対し総合計画の案の内容に関し指示を行ったときは、チームは、当該指示に関する事項について調査検討を行い、その結果を再度策定委員会に報告しなければならない。

(関係機関等との協議)

第6条 チームは、その業務の遂行に当たり、関係者及び関係機関と協議することができる。

(協力要請)

第7条 チームは、その業務の遂行上必要があるときは、関係機関に対し、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

(庶務)

第8条 チームの庶務は、企画財政部総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
(この訓令の失効)
- 2 この訓令は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

■上尾市総合計画後期基本計画策定プロジェクト・チーム名簿

NO	部	課名	職名	氏名	備考
1	企画財政部	広報課	主任	石川 弘之	
2	総務部	庶務課	主事	鈴木 加代子	
3	総務部	職員課	主査	棚澤 健一	
4	総務部	人権推進課	副主幹	正木 由紀子	サブリーダー
5	健康福祉部	子ども家庭課	主査	島本 健治	
6	健康福祉部	障害福祉課	主任	本橋 洋子	
7	健康福祉部	高齢介護課	主任	田口 倫秀	
8	市民部	市民安全課	主査	堀部 弘幸	
9	環境経済部	環境政策課	主査	千葉 浩	
10	環境経済部	上尾駅整備室	主幹	小幡 俊明	リーダー
11	都市整備部	まちづくり計画課	副主幹	柳田 浩史	サブリーダー
12	消防本部	警防課	主査	田島 直人	
13	水道部	総務課	副主幹	新井 一頼	
14	水道部	維持管理課	副主幹	内堀 真人	
15	教育総務部	総務課	主任	磯崎 優実	

(機構順)

●あげお近未来☆市民会議委員設置要綱

○あげお近未来☆市民会議委員設置要綱

平成21年5月1日
市長決裁

(設置)

第2条 第5次上尾市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、市民の意見、要望等を取り入れ、それらを総合計画に反映させるため、あげお近未来☆市民会議委員（以下「委員」という。）を置く。

(職務)

第3条 委員は、総合計画を構成する基本構想及び基本計画について、総合的な観点から意見を述べ、提案を行うほか、総合計画の策定に関し必要と認める職務を行うものとする。

(定数)

第4条 委員の定数は、30人以内とする。

(委嘱)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体に属する者で、当該公共的団体の推薦するもの
- (2) 市政の各分野において豊富な活動経験を有する者
- (3) 市政について関心を有する者で、公募により選考されたもの

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年6月20日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

■あげお近未来☆市民会議委員名簿

No.	氏名	備考	No.	氏名	備考
1	青柳 茂樹		16	鈴木 玲子	
2	浅沼 仁史		17	高石 知子	
3	安藤 由美		18	竹村 絵里	
4	今川 修一		19	田島 直毅	
5	今村 至孝	副委員長	20	遠山 正博	
6	岡部 千里		21	友光 道教	
7	小川 浩		22	蓮見 正明	
8	小倉 新一		23	原田 嘉明	
9	川島 一郎		24	廣重 泰	
10	神田 喜美代		25	深澤 國昭	
11	國嶋 一矩		26	増山 勝利	
12	小林 幹生		27	松田 浩章	
13	小山 理恵		28	的場 保子	
14	近藤 博昭	委員長	29	柳 あけみ	
15	鈴木 早苗		30	山尾 三枝子	副委員長

[50音順]

● 策定経過の概要

○ 調査・組織別策定経過

市民意識調査	時 期：平成 20 年 12 月 2 日～12 月 16 日 調査対象：市内在住の 18 歳以上の市民 3,000 人 有効回収数：1,571 人 有効回収率： 52.4%
第 5 次上尾市総合計画 に係る基礎調査 達成度評価 市現況動向レポート	時 期： 平成 20 年 10 月～平成 21 年 4 月 方 法： 第 4 次上尾市総合計画達成度評価シートの作成 ・評価シートに基づくヒアリング ・施策ごとの達成度とりまとめ 人口・世帯の動向、将来人口の推計、産業・経済の動向、 公共施設・行財政の動向について分析
地域別意見交換会	上尾地域：平成 22 年 5 月 28 日 参加者 25 人 平方地域：平成 22 年 5 月 29 日 参加者 28 人 原市地域：平成 22 年 5 月 23 日 参加者 19 人 大石地域：平成 22 年 6 月 12 日 参加者 18 人 上平地域：平成 22 年 5 月 27 日 参加者 15 人 大谷地域：平成 22 年 6 月 11 日 参加者 40 人
市民コメント	時 期： 平成 22 年 10 月 7 日～11 月 8 日 方 法： 市広報誌や市ホームページを通じて意見を募集 提案件数 4 人 35 件
あげお近未来 市民会議	構 成： 一般市民公募および推薦者 30 人 期 間： 平成 21 年 6 月～平成 22 年 9 月 計 15 回開催 (上記以外に編集委員会 6 回・役員会 2 回開催) 内 容： 基本的課題への提案の検討(グループ討議) 基本構想、基本計画への提案の検討(グループ討議) 編集委員会を中心に提言書の作成
総合計画策定 プロジェクト・チーム	構 成： 主幹職から主事職 15 人 期 間： 平成 20 年 10 月～平成 22 年 8 月 計 21 回開催 内 容： 第 5 次上尾市総合計画策定に関し必要な事項の調査・検討 第 5 次上尾市総合計画案の作成
総合計画策定委員会	構 成： 副市長以下、部長など 16 人 期 間： 平成 20 年 9 月～平成 22 年 11 月 計 9 回開催 内 容： 第 5 次上尾市総合計画案を調査・検討し、第 5 次上尾市総 合計画を策定
総合計画審議会	構 成： 市議会議員および推薦者 15 人 期 間： 平成 22 年 2 月～平成 22 年 11 月 計 7 回開催 内 容： 第 5 次上尾市総合計画案について審議 ・平成 22 年 2 月 18 日(諮問) ・平成 22 年 11 月 15 日(答申)
市議会	平成 22 年 12 月定例会に議案提出

○年度別策定経過

平成 20 年度

9 月	・第 5 次上尾市総合計画策定委員会を設置
10 月	・第 5 次上尾市総合計画策定プロジェクト・チームを設置
12 月	・第 5 次上尾市総合計画策定に係る基礎調査の実施 ・市民意識調査の実施

平成 21 年度

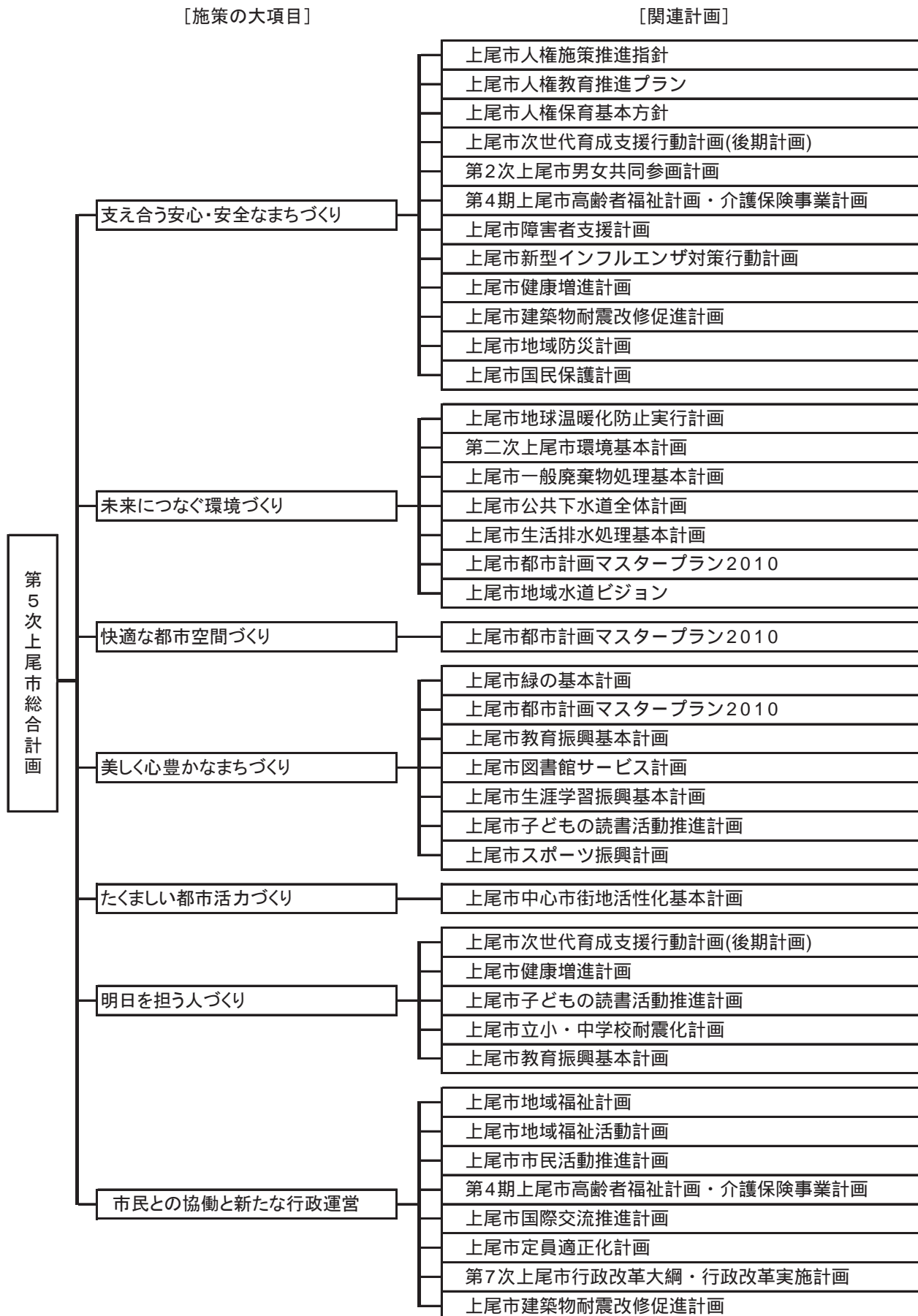
4 月	・基礎調査のとりまとめ ・基本的課題の整理
6 月	・第 1 回あげお近未来 市民会議（委嘱・基調講演）
7 月	・第 2 回あげお近未来 市民会議（上尾市の現状と課題）
8 月	・第 3 回あげお近未来 市民会議（上尾市の現状と課題）
9 月	・第 4 回あげお近未来 市民会議（上尾市の行政施策）
10 月	・第 5 回あげお近未来 市民会議（上尾市の進むべき方向）
11 月	・第 6 回あげお近未来 市民会議（上尾市の進むべき方向）
12 月	・第 7 回あげお近未来 市民会議（基本構想案・まちづくりの基本方向ごとの検討）
1 月	・第 8 回あげお近未来 市民会議（まちづくりの基本方向ごとの検討）
2 月	・第 1 回総合計画審議会（委嘱・諮問・基本構想案の審議） ・第 9 回あげお近未来 市民会議（まちづくりの基本方向ごとの検討）
3 月	・第 10 回あげお近未来 市民会議（まちづくりの基本方向ごとの検討）

平成 22 年度

4 月	・第 11 回あげお近未来 市民会議（まちづくりの基本方向ごとの検討） ・第 2 回総合計画審議会（基本計画案の審議・あげお近未来 市民会議の取り組み状況）
5 月	・第 1～2 回あげお近未来 市民会議編集委員会（提言書作成） ・第 3～6 回あげお近未来 市民会議編集委員会（提言書作成） ・第 12 回あげお近未来 市民会議（提言書作成） ・地域別意見交換会（原市・上平・上尾・平方） ・第 3 回総合計画審議会（基本計画案の審議）
6 月	・地域別意見交換会（大谷・大石） ・第 13 回あげお近未来 市民会議（提言書作成） ・第 14 回あげお近未来 市民会議（提言書提出）
7 月	・第 4 回総合計画審議会（基本計画案の審議）
8 月	・第 5 回総合計画審議会（基本計画案の審議）
9 月	・第 15 回あげお近未来 市民会議（計画への反映状況説明）
10 月	・第 6 回総合計画審議会（基本計画案の審議） ・市民コメントの実施
11 月	・第 7 回総合計画審議会（基本計画案・答申案の審議） ・総合計画審議会（答申） ・上尾市議会 12 月定例会に議案提出

● 関連計画の概要

関連計画一覧



関連計画名	掲載ページ	計画開始年度(年)	計画終了年度(年)	計画の概要
上尾市人権施策推進指針	28	H15年度		人権が尊重される差別のないまちづくりの実現を目指して、人権の理念と重点的な施策及び全庁的な推進体制を定めた本市の基本的な指針です。
上尾市人権教育推進プラン	28	H18年度		全ての市民がお互いの人権を尊重しながら、共に生きる社会を実現することを目指すとともに、さまざまな人権課題の解決を図るため、学校、家庭、地域社会を通じて、広く市民に人権教育を推進するために策定されたものです。
上尾市人権保育基本方針	28	H19年度		乳幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期にあるという理念に基づき、全ての子どもが将来にわたって思いやりと協調性に富みいじめや差別を生まないこと、異なった文化をもった人たちと共生できる資質を養えることなど、人権保育の基本的方針を定めたものです。
上尾市次世代育成支援行動計画(後期計画)	28, 110, 112, 118	H22年度	H26年度	「次世代育成支援対策推進法」に基づき、市町村は次世代育成支援対策の行動計画を策定することが義務付けられています。これに基づき、急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応するため、後期行動計画を策定したものです。
第2次上尾市男女共同参画計画	28	H23年度	H32年度	「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「上尾市男女共同参画推進条例」第9条第1項の規定に基づき、本市における男女共同参画社会の推進に向けての基本的施策を示したものです。
第4期上尾市高齢者福祉計画・上尾市介護保険事業計画	32, 38, 124	H21年度	H23年度	高齢者福祉計画は、全ての高齢者を対象とした老人福祉事業全般に関する施策を示すもので、介護保険事業計画は、介護保険法の規定に基づき、給付対象となるサービスの充実と円滑な運営を示すものです。これらは同時に策定されており、「上尾市高齢者福祉計画・上尾市介護保険事業計画」は、4期目の策定を迎え、要支援・要介護認定者の増加に伴い予想される介護給付費の適切な推計、介護予防、地域ケア体制の確立などを進めていくための各種施策を示したものです。
上尾市障害者支援計画	34, 36	H21年度	H30年度	「障害者基本法」第9条第3項の市町村障害者計画及び「障害者自立支援法」第88条第1項の市町村障害福祉計画に基づき、障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある方々が社会の一構成員として障害のない人と分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できるよう各種支援策を位置づけたものです。
上尾市新型インフルエンザ対策行動計画	36	H21年度		国や県のインフルエンザ行動計画との整合性を保ちつつ、本市の新型インフルエンザに対する、基本的な取り組み方や組織体制、情報収集、情報提供などについて定めたものです。
上尾市健康増進計画	36, 110	H22年度	H31年度	全ての市民が健やかで心豊かに生活できるよう、市民や各種団体、事業者、行政が連携して地域保健活動を強め、壮年期死亡の減少、健康寿命の延長及び生活の質の向上を図るため各種施策を示した計画です。
上尾市建築物耐震改修促進計画	42, 136	H20年度	H27年度	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定されたもので、市民などの生命と財産を守るため、地震による被害の低減を目指し、市内の特色を十分踏まえながら効果的な施策を検討することで、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修などを計画的に促進することなどを盛り込んだ計画です。

関連計画名	掲載ページ	計画開始年度(年)	計画終了年度(年)	計画の概要
上尾市地域防災計画	42	H20 年度		「災害対策基本法」第 42 条の規定により、市内地域の災害について、国の防災基本計画、埼玉県地域防災計画に基づき、市民の生命、身体及び財産の保護に関する必要事項を定めるため、上尾市防災会議が平成 20 年 3 月に策定した計画です。
上尾市国民保護計画	42	H23 年度		国民保護に関する実施体制、住民避難や救援などに関する事項及び備えておくべき物資や訓練などに関する事項を定めた計画です。
上尾市地球温暖化防止実行計画	52	H18 年度	H24 年度	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条には、都道府県及び市町村は、温室効果ガスの排出抑制に関する総合的かつ計画的な施策を策定し実施するよう努めることが規定されており、これに基づき、本市の地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出抑制策や計画目標の設定、推進体制などを定めたものです。
第二次上尾市環境基本計画	52	H22 年度	H32 年度	「上尾市環境基本条例」第 8 条第 1 項の規定により、環境基本計画を策定するものとされており、これに基づき、本市の環境の保全及び創出に関する各種施策を示した計画です。
上尾市一般廃棄物処理基本計画	54	H18 年度	H27 年度	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることが義務付けられており、これに基づき、本市の一般廃棄物処理の中長期的な計画を定めたものです。
上尾市公共下水道全体計画	58, 60	H14 年度	H27 年度	荒川左岸南部流域下水道の全体計画が平成 13 年に見直されたことに伴い、これに整合を図るべく、本市の汚水及び雨水の全体計画を見直し、効率的な下水道事業の進展を図るため策定されたものです。
上尾市生活排水処理基本計画	58	H22 年度	H37 年度	水質の保全、改善及び生活環境の向上を目的として公共下水道や合併浄化槽などの整備を経済的かつ効率的に実施していくための計画です。
上尾市都市計画マスタープラン 2010	58, 66, 70, 72, 74, 76, 78, 80, 84	H23 年度	H42 年度	「都市計画法」第 18 条の 2 に規定されている都市計画の基本方針を定めたものです。本市では、平成 12 年度に当初の都市計画マスタープランを策定しましたが、近年の人口減少・高齢社会の到来、激化する都市間競争、低炭素社会への対応など社会経済情勢の変化が著しく、都市計画上の大きな転換期を迎えたことから、新たに都市計画マスタープラン 2010 として改訂したものです。
上尾市地域水道ビジョン	62	H21 年度	H30 年度	本市の水道施設の現状を勘案すると、経年施設の更新、耐震性の向上など早急に解決すべき課題があります。また、水需要が減り、料金収入の伸びが見込めない中、安定した給水の確保を図るためには、各種の施策を効率的、かつ効果的に実施する必要があります。この水道ビジョンは、これらの課題に対処するため、本市の水道事業の将来像を明らかにし、今後の施策を計画的に実施することを目的に策定されたものです。
上尾市緑の基本計画	84	H12 年	H32 年	緑地の適正な保全や緑化の推進を、総合的かつ計画的に実施するために、緑地の保全から公園・緑地の整備、その他の公共施設、民有地の緑化の推進まで、市民・事業者・行政が一体となって緑づくりに取り組むために策定された計画です。
上尾市教育振興基本計画	86, 88, 90, 92, 94, 114, 116	H23 年度	H27 年度	改正教育基本法に基づき策定されたもので、本市の教育の課題を整理し、これを踏まえたうえで、教育の基本的考え方をまとめ、それに沿った教育振興に係る各種施策を盛り込んだ計画です。学校教育だけでなく生涯学習からスポーツ振興、図書館サービスも含めた本市の教育に関する総合的な計画となります。

関連計画名	掲載ページ	計画開始年度(年)	計画終了年度(年)	計画の概要
上尾市図書館サービス計画	90, 92	H22 年度	H26 年度	「くらしに役立ち、市民とともに歩む図書館」として、これからの図書館サービスや運営についての方向を示すための計画です。
上尾市生涯学習振興基本計画	90, 92	H23 年度	H27 年度	生涯学習・社会教育のあり方、課題、具体的な施策・事業を体系的に具現化するための計画です。
上尾市子どもの読書活動推進計画	90, 92, 112, 114, 116, 118	H23 年度	H27 年度	すべての子どもが、自主的に読書活動を行えるよう環境づくりを進め、学校や地域、図書館などが連携し、社会全体で子どもの読書活動を推進できるように、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、策定するものです。
上尾市スポーツ振興計画	94	H24 年度	H33 年度	国の「スポーツ振興計画」及び県の「埼玉県スポーツ振興計画」に基づき、上尾市スポーツ都市宣言にふさわしく、生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動を推進する各種施策を、より体系的・計画的に推進するために策定するものです。
上尾市中心市街地活性化基本計画	100	H14 年度		民間活力などを利用しながら、中心市街地の整備改善に関する施策や商業の活性化に関する施策などを、ハード・ソフトにわたり総合的かつ一体的に推進するための計画です。
上尾市立小・中学校耐震化計画	114	H17 年度	H27 年度	学校施設は、地震などの大規模災害時には児童生徒の安全を確保するとともに、市民の避難場所としての重要な役割を果たすため、耐震改修が必要な小中学校に対して、耐震診断結果などを踏まえ国の基本方針で定めている平成 27 年度を目標に、計画的に耐震化を進めるため策定されたものです。
上尾市地域福祉計画	122, 124	H19 年度	H28 年度	地域福祉計画は、「社会福祉法」第 107 条に規定されており、市町村に対して、計画の策定が求められています。この計画は、市町村の地域を基盤に、地域住民の自立した生活を支えることを目的として、社会福祉サービスや地域福祉活動の目標を一体的に定め、その目標を実現するための手法や手順を明らかにする計画です。
上尾市地域福祉活動計画	122, 124	H20 年度	H24 年度	上尾市地域福祉計画では、社会福祉協議会などとの連携を深めながら、身近な地域福祉の拠点施設整備や情報提供・相談窓口の充実、見守り援助のためのネットワーク化の支援などについて積極的に取り組むことが位置付けられております。本活動計画は、この地域福祉計画と相互に補完・補強し合いながら、地域住民が交流を深め信頼関係を築き、地域福祉の課題解決に向けた住民主体の各種取り組みを推進するために社会福祉協議会が策定した活動計画です。
上尾市市民活動推進計画	122	H21 年度	H25 年度	市民活動を推進し、市民活動団体と行政との協働を進めるための各種施策を位置づけた計画です。
上尾市国際交流推進計画	126	H13 年度	H23 年度	外国籍市民との相互理解を深め、国籍や文化の違いに関係なく安心して共生していける環境づくりと、そのための国際交流に係る関連施策を示した計画です。
上尾市定員適正化計画	130, 132	H17 年度	H23 年度	簡素で効率的な行政体制の整備に向けて、事務事業・事務分掌の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間活力や OA の積極的な活用により、職員数の適正化を図っていくための計画です。
第 7 次上尾市行政改革大綱・行政改革実施計画	130	H23 年度	H27 年度	少子高齢化の進展などの時代潮流や複雑・多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、厳しさを増す財政状況に耐えうる行財政システムへと転換を図るための本市の行財政運営の指針として、基本理念や基本方針、取り組み項目などを位置づけたものです。

●用語解説

用語	解説	ページ
【あ】		
ISO9001	ISOは《International Organization for Standardization（国際標準化機構）の略》で、140以上の国が参加し、国際標準規格を策定している。ISO9001は品質管理・品質保証に関する国際標準規格で、製品流通に対して一定のレベルの品質を確保することを目的としたもの。	P128 P138
ICT	《Information and Communication Technologyの略》情報や通信に関連する技術一般の総称のことで、「情報通信技術」、「情報コミュニケーション技術」と訳される。「IT（Information Technology：情報技術）」とほぼ同義だが、ITよりコミュニケーションを強調した表現。	P130
アクセシビリティ	目的物（建物やサービス、商品等）へのアクセスしやすさ、接近可能性などの度合いを示す言葉。高齢者や障害者も含めた誰もが到達しやすいという意味が込められる。	P71
上尾桶川伊奈衛生組合	上尾市、桶川市、伊奈町で組織し、し尿の処理及びこれに付帯する事務を共同処理するために昭和39年に設立された。	P57
上尾市情報セキュリティポリシー	情報セキュリティ（情報漏えいやウイルス感染の防止等）に関する組織の規定であり、セキュリティ対策の基本的な考え方や具体的なルール、手続きを網羅的に取りまとめたもの。	P130
上尾市文化芸術振興基金	文化芸術の振興及び普及を図るための活動支援や文化芸術の振興の目的をもって行う人物の派遣または招へいに関する事業の経費に充てるための基金。平成9年に上尾市文化芸術振興基金条例が施行される。	P87
上尾市街づくり推進条例	土地の利用方法や建築物の建築制限、その他のルールづくりなど、安全で住みやすい快適な環境の整備、開発及び保全に係る行為を「街づくり」と定義し、都市計画マスタープランの方針に沿った協働により「街づくり」を実現していくための制度。	P72
上尾市緑のアクションプログラム	「上尾市緑の基本計画」で示した施策を実現するため、短期（5年間）で実現可能な取り組みの具体的な行動計画を示すもの。	P84

用語	解説	ページ
上尾市市民コメント制度	市の施策などの立案の過程において、その立案に係る施策の趣旨、内容等を広く公表し意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きをいう。	P128
あげおフィルムコミッション	市内で撮影するテレビ・映画・CMなどの映像制作に対して支援するとともに、映像文化の創出や地域の活性化につながることを目指す活動。	P104
e-Tax	インターネット等を利用して電子的に各種申告・納税・届出などの手続きを行うことができる国税庁のシステム。	P138
異業種交流	個人や事業者が、自らが所属する業種と異なる業種の人と情報交換したり、提携したりすること。新たな刺激・発想を得て新しい価値を生み出すことを期待して展開される。	P103
インターンシップ	学生がインターン（実習生）として在学中に一定期間、企業で自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行う制度（Internship）で、学校と企業（非営利団体を含む）との連携によって行われる。原則として報酬は支払われない。	P107
エコライフ DAY	年に1日、地域ごとに定めた日に参加者が地球温暖化防止と環境のことを考えた生活をして、その成果を減らせた二酸化炭素量などの数値でまとめ、発表する取り組み。	P53
NPO	《Non Profit Organization の略》「非営利組織」との意味で、利益を目的とせず、社会的な使命（ミッション）の実現を目指して活動する組織や団体。収益活動もできるが、その用途は使命実現に向けた活動にしか支出せず、利益を分配しない。	P122
NBC 災害	《Nは nuclear（核）、Bは biological（生物の）、Cは chemical（化学の）の略》原発事故のような核汚染による災害、炭疽菌（たんそきん）事件のような生物汚染による災害、サリン事件のような化学物質汚染による災害の総称。	P45
【か】		
街区公園	主として街区内に居住する人の利用に供することを目的とする公園で1か所当たり面積0.25haを標準とする。	P85
学校 ICT	学校において新たな教育課題への対応などを視野に ICT を活用していくこと（「ICT」の項参照）。	P114

用語	解説	ページ
学校応援団	学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。	P114
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。	P58
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、その達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続きなどの仕組みを「環境マネジメントシステム（EMS）《Environmental Management System の略》」という。	P53
観光ボランティアガイド	地域を訪れる観光客に対し、無料や低廉（ていれん）な料金で、自発的かつ継続的に自分なりのやり方で案内・ガイドする人のこと。全国の観光地で観光ボランティア組織が誕生しており、観光協会などを窓口としてガイドを受け付けているところが多い。	P104
揮発性有機化合物（VOC）	VOC《Volatile Organic Compounds の略》は、常温常圧で空気中に容易に揮発（きはつ）する有機化合物の総称で、主に人工合成されたもの。地下に浸透して土壌汚染や地下水汚染を引き起こすほか、大気中に放出され光化学反応によってオキシダントやSPM（浮遊粒子状物質）の発生に関与するとも考えられており、住宅などの室内空気汚染の原因物質としても注目されている。	P56
義務的経費	地方自治体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のこと。人件費、扶助費および公債費の3つからなる。	P132
キャリア・カウンセラー	個人の興味、能力、価値観、その他の特性を基に、個人にとって望ましい仕事の選択・開発を支援するキャリア形成の専門家。資格制度も整えられている。	P107
救急救命士	平成3年4月に救急救命士法が制定されて制度化、医師の指示の下に救急救命処置を行うことを業とする人で、全国の自治体の消防機関に配置される救急隊の救急車に、常時最低1人乗車させることを目標とされている。	P44

用語	解説	ページ
近隣公園	主として近隣に居住する人の利用に供することを目的とする公園で1か所当たり面積2haを標準とする。	P85
グループウェア	企業内LANを活用して情報共有やコミュニケーションを効率化し、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称。主な機能としては、電子メール機能、電子会議室機能、テレビ会議機能、電子掲示板機能、スケジューラ機能、文書共有機能などがある。	P130
グローバル化	グローバル化にはさまざまな定義があるが、経済分野では、企業（多国籍企業）が世界全体を市場と考え、供給者と購買者の関係を、国境を超えて世界的規模で構築することの意味で多く用いられる。	P102
景観行政団体	景観法に基づき、景観計画の策定など、良好な景観形成のための具体的な施策を実施する団体で、政令指定都市、中核市は自動的に、その他の市町村は、県と協議し同意を得ればなることができる。景観行政団体になると、景観計画の策定のほか、景観協議会の組織化、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、景観協定の認可、景観整備機構の指定等を行うことができる。	P84
刑法犯認知件数	刑法犯とは、刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係る罪を除く）を犯した者で、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯などが該当する。認知件数は、警察において発生を認知した事件の数である（犯罪発生件数ではない）。	P46
建築協定	建築基準法に基づき、一定の地域の土地所有者等の全員合意によって、建物の建て方や使い方などについて協定を締結し、生活環境の維持・向上を図る手法。	P72
光化学オキシダント	窒素酸化物と炭化水素とが光化学反応を起こし生じるオゾンなどの酸化性物質(オキシダント)の総称。強力な酸化作用を持ち健康被害を引き起こす大気汚染物質であり、光化学スモッグの原因となる。	P56
後期高齢者医療制度	75歳以上の後期高齢者と、前期高齢者（65～74歳）で障害のある人を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度で、国の医療制度改革の一環として、平成20年4月1日から施行された。現在国では制度廃止に向けた検討が行われている。	P38

用語	解説	ページ
公債費	地方公共団体が道路や公園をはじめとした社会資本の整備に充てるために借り入れた債務（借入金）を返済する費用のこと。	P132
洪水ハザードマップ	荒川、鴨川、芝川が氾濫し洪水が発生した際に予測される、浸水区域や避難所などを示した地図。平成 22 年 1 月に全戸配布。	P60
広聴	住民の行政に対する意見、要望などを聞くこと。	P128
高度地区	都市計画法に基づく地域地区のひとつで、良好な住環境の保全、良好な街並み景観の創出、中高層建築物の建設に起因する近隣紛争の未然防止などを目的とし、建築物の高さを一定の範囲内に抑えるもので、用途地域指定区域内でのみ指定でき、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める。	P66
「広報あげお」ハイライツ	「広報あげお」の中のコーナーで、外国籍市民に特に必要な情報を、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語に翻訳して掲載している。	P127
合流式下水道	汚水と雨水を同一の管きよを用いて排除する下水道システムで、早くから下水道事業に取り組んだ大都市を中心に採用されている。一般的な分流式に対して、水洗化普及と浸水対策が同時に解決できるメリットがあるが、雨天時に未処理下水の一部がそのまま流出する危険性を持つ。	P58
こんにちは赤ちゃん事業	生後 4 か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児に関する様々な不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報をきめ細かく提供していく事業。	P111
【さ】		
災害ハザードマップ	建物倒壊危険度や揺れやすさ、液状化危険度を地図に示した地震ハザードマップと荒川、鴨川、芝川が氾濫し洪水が発生した際に予測される、浸水区域や避難所などを地図に示した洪水ハザードマップで構成されたマップ。平成 22 年 1 月に全戸配布。	P43
サイクル&バスライド	自転車で拠点バス停まで行き、そこでバスに乗り換えて駅などの市街地に向かう交通形態。	P81
埼玉県環境整備センター	埼玉県が寄居町内に設置し、運営している最終処分場（埋立処分場）。	P55
彩の国資源循環工場	埼玉県環境整備センター敷地内に整備された複数の民間リサイクル施設及び研究施設などで構成する総合的な資源循環型モデル施設。	P55

用語	解説	ページ
シームレス化	シームレスとは「継ぎ目」のない状態のことで、公共交通におけるシームレス化とは、交通機関相互の接続や乗り継ぎの円滑化を図るため、その接続・乗り継ぎ部における「継ぎ目」をソフト・ハードの両面にわたって解消し、移動を全体として円滑かつ利便性の高いものにする事。	P74 P78
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区の再整備を行う事業。敷地等の共同化・高度利用により多くの床や公共施設用地を生み出し、従前権利者の権利は原則として等価な再開発ビルの床（権利床）に置き換えられる。	P70
資源循環型社会	資源の循環的な利用を促進し、天然資源の消費を抑制することにより、廃棄物の発生が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。	P55
自主防犯ボランティア団体	自主的に防犯活動を行う団体。地域の自治会や商店街組合、PTA、NPO等が母体となり、児童生徒の登下校時の見守りやパトロール、学校等と連携した防犯教室の実施、地域安全マップづくりの活動などに取り組んでいる。	P46
指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力や創意工夫を取り入れることにより、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を行うことを目的に、地方自治法の改正により平成15年に創設された制度。民間事業者やNPO、地域団体等も、議会の議決を経て、指定管理者に指定できることになった。	P95 P130
市民活動支援センター	社会に貢献しようとする市民の自主的な活動を支援、促進を図ることを目的に、平成22年5月に上尾駅東口プラザ館3階に開所。	P125
住基カード	住民基本台帳カードのこと。居住する市区町村で交付が受けられるセキュリティに優れたICカードで、インターネットを利用して行政手続きができる電子政府・電子自治体の基盤ともなるものであり、利便性の向上、行政事務の効率化に役立つ。	P138
収納サポートセンター	電話により公金納付勧奨を行う組織。納付確認がとれていない納税者に対して、納期限が過ぎておることをお知らせし、早期の納付のお願いをするもの。市役所納税課事務室内に平成21年7月に設置。	P132

用語	解説	ページ
集約型都市構造	環境負荷低減型の都市活動、効率的かつ効果的な都市整備のため、市街地の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させるコンパクトな都市構造の考え方。	P66
焼却灰のセメント原料化事業	清掃工場などから発生した焼却灰をセメント工場でセメントの原料としてリサイクルする事業。1,450℃以上の高温で焼成されるため、ダイオキシン類は安全に分解される。	P55
親水性	親水（しんすい）とは、水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めること。環境問題への関心の高まりとともに、治水や利水に加えて親水が重視されるようになっている。	P60
スポーツボランティア制度	スポーツに関する知識や技術を活かした指導やスポーツ大会の開催等にスタッフとしての参加実績がある人などをスポーツボランティアとして登録し、各種のスポーツ活動やスポーツ大会、中学校の部活動等に派遣する制度。	P95
スポーツリーダーバンク	スポーツ活動の普及振興を図る目的で、スポーツ指導者の登録や紹介をする制度。	P95
3R	Reduce(リデュース：減らす)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再資源化)の頭文字をとったもので、循環型社会形成のキーワードとして使われる。	P55
生物多様性	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。	P52
全国消費生活情報ネットワークシステム	国民生活センターと地方消費生活センターをネットワークで結び、消費生活に関する苦情相談情報などの収集を行っているシステム。PIO-NET《Practical Living Information Online Network System の略》と称される。	P48
総合型地域スポーツクラブ	「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツを楽しめる社会の実現のため、地域住民が主役となり自ら運営・管理をするスポーツクラブのシステム。文部科学省の「スポーツ振興基本計画」（平成12年）で生涯スポーツ社会の実現に必要な不可欠な施策と位置付けられ、平成16年から（財）日本体育協会が育成事業を実施している。	P95

用語	解説	ページ
〔た〕		
第一次・第二次救急医療体制	救急医療は、休日・夜間及び緊急な医療に対応するもので、第一次救急医療施設は、主に休日・夜間などに外来診療により担当する医療機関、第二次救急医療施設は、救急隊及び第一次救急医療機関からの要請に応え、重症救急患者に対応する医療機関、第三次救急医療施設は、特殊診療などの重篤な救急患者に対し 24 時間体制で高度な医療を総合的に提供する医療機関とされている。	P36
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) をダイオキシン類と総称している。ごみの焼却による燃焼工程などのほか、金属精錬の燃焼工程や紙等の塩素漂白工程など、さまざまところで発生し、人体にも影響する毒性を持つ。	P57
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	P126
地域子育て応援タウン	「日本一の子育て県」の実現のため、埼玉県が認定する制度。県内全ての市町村において適切な子育て支援サービスを提供できる、3つの要件（子育てに関する総合支援窓口の設置、地域子育て支援センターなど地域における子育て支援拠点のおおむね中学校区に1か所程度の設置、市町村子育てネットワークの設置）が備わった市町村が認定される。	P110
地域包括支援センター	介護保険法の改正に伴い平成 18 年度に創設された機関で、地域の高齢者の実態把握や虐待への対応など、権利擁護を含む総合的な相談窓口、介護予防マネジメント、包括的・継続的なマネジメント等の機能をもつ機関。	P32
地区計画	地区の特性に応じた街づくりを進めるため、道路等の公共施設の配置や建築物などに関する制限について、その地区の実情に応じた規制のルールを都市計画に定める制度。	P67 P72
地産地消	地域で生産されたものをその地域で消費することを基本とした活動。	P99 P116
TDM（交通需要マネジメント）	交通 (transportation) 需要 (demand) 管理 (management) の頭文字で、交通渋滞を緩和するため、道路などの施設整備だけでなく、車の利用者に対して車や道路の利用方法の変更や工夫を促し、交通需要そのものを調節する手法。	P74

用語	解説	ページ
低公害車	窒素酸化物（NO _x ）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質の排出や騒音の発生が少なく、燃費性能が優れている自動車の総称。電気（EV車）や天然ガス（CNG車）のほか、電気とガソリン併用のハイブリッド式（HV）、天然ガスとガソリン併用のバイフューエル車などがある。	P57
電子自治体	高度に電子化された市民サービス・業務システムを、インターネット等を利用したオンラインで市民に提供できる自治体を指す。各種申請等での市民の利便向上のほか、情報の電子化により効率的な業務の遂行が可能になり、より便利で質の高いサービス提供が可能になる。	P138
電子申請	従来は紙によって行われてきた申請や届出等の行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするもの。	P138
電子入札	官公庁の入札担当部局と各入札参加業者とをネットワークで結び、一連の入札事務をこのネットワーク経由で行う方法。	P138
特別会計	国または地方公共団体の官庁会計において、一般会計とは別に設けられ、独立した経理管理が行なわれる会計のこと。	P132
特別用途地区	都市計画法上の地域地区のひとつで、用途地域内において特別の目的から土地利用の増進、環境の保護などを図るための地区。条例により建築規制の強化や緩和を行い、用途地域を補完する。	P67
特例市	地方公共団体のうち地方自治法に定める政令による指定を受けた市で、人口 20 万人以上を要件とし、中核市が処理することができる事務のうち、都道府県が一体的に処理すべきとされた事務以外のもの（環境行政・都市計画・建設行政等）を処理することができる。	P130
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する道路のことで、都市計画法に基づきルートや道路幅員が決められている。都市計画道路区域内には事業の円滑な実施を確保するため、都市計画法により建築制限が掛けられている。	P74 P76

用語	解説	ページ
都市下水道	主として市街地における下水(主に雨水)を排除するために地方公共団体が管理している下水道(公共下水道及び流域下水道を除く)で、一定以上の規模で、かつ地方公共団体が指定したもの。	P60
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、居住環境の向上、宅地の整形化による利用増進などを目的として、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい(減歩)、それを道路や公園などの新たな公共施設として活用し、利用価値の高い整然とした市街地を整備する事業。一般の公共事業のような用地買収方式ではなく、換地手法を取る。	P70 P72 P76
ドメスティック・バイオレンス	配偶者など(配偶者〔内縁含む〕、元配偶者)から振るわれる「暴力」で、身体的暴力、心理的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などを指す。	P28
【な】		
内水ハザードマップ	市民に、各居住地がどの程度浸水する恐れがあるのかを知らせ、日頃からの大雨への備えを喚起するために作成する地図。河川堤防の決壊などによる外水氾濫に対応する洪水ハザードマップに対し、雨水を河川へ排水しきれず下水道や水路などから水があふれる内水氾濫に対応したもの。	P60
ニューカマー	1980年代以降に来日し、定住した外国人を指す。日系人の子孫(3世まで)は、法令に基づき定住ビザが簡易に発給されるため、ブラジルなど南アメリカ出身者を中心に多くの人々が来日している。	P126
年長フリーター	不景気を背景とした、いわゆる「就職氷河期時代」に学校を卒業し、正規労働者として就職するチャンスに恵まれないまま、現在もアルバイトなどの雇用形態で働く25～34歳の俗称で、現在100万人近くいるとされている。	P106
農業経営基盤強化促進法	効率的かつ安定的な農業経営を育成するとの観点から、農地の有効活用と農業経営規模の拡大を図り、志の高い農業経営者(認定農業者等)を総合的に支援することを目的とした法律。市町村が「基本構想」を策定し、地域において育成すべき農業経営の規模と数の目標を定め、これを目指そうとする農業者を認定し、農用地の利用をはじめ経営改善に向けた手助けを行うもの。	P99

用語	解説	ページ
ノーマライゼーション	住み慣れた地域社会において、障害のある人も、ない人も互いに支え合い、生活していくことが本来の望ましい姿であるとする考え方。	P116
〔は〕		
バイオマス・エネルギー	バイオマスとは、「生物量」、「生物の現存量」、「生物の総量」などと訳される。「バイオマス・エネルギー」は、動物や植物などのうち、化学変化などによってエネルギーに変換できる有機性資源のことを指し、代表的な例として、人間や家畜の糞尿、食物残さ（食べ残し等）、木材などがある。	P53
ハイリスク児	狭義には未熟児・低出生体重児だが、現在では、発育・発達過程に何らかの問題が生じる可能性がある人、さらには発育支援が必要となる子どもも含めてハイリスク児と呼ぶようになっている。	P35
バリアフリー	障壁（バリア）のない（フリー）の意。建築設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮をし、高齢者や身体障害者が不便を感じないで生活できるようにすることである。	P76 P78 P101
バリアフリー新法	平成18年施行の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。従来の「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」を統合・拡充した法律で、高齢者、障害者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化の推進やそのためのソフト施策の充実も目指している。	P72
PFI	《Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略》公共施設等の建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。	P131
PDCA サイクル	生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法のひとつで、計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Act）の流れを次の計画に活かしていくプロセスをいう。この考え方を体系化したデミング博士の名前から、欧米ではデミングサイクルとも呼ばれる。	P130
ヒートアイランド現象	都市部にできる局地的な高温域のことで、冷房等の空調、比熱の大きいコンクリートとアスファルトによる熱吸収、窓の反射の輻射熱（ふくしゃねつ）等により温度が上がる現象を指す。	P84

用語	解説	ページ
付置義務条例	大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者が、利用者のためにその建物の敷地内またはその周辺に一定の基準で算出した台数以上の自動車や自転車などの駐車場を設置しなければならないことを定める条例。	P81
ブックスタート事業	4か月健診の際に、赤ちゃんと保護者に絵本を手渡す事業。絵本を通して、赤ちゃんと保護者がゆっくりと向き合い、心触れ合う時間を過ごすきっかけをつくることを目的としている。	P93
ブックポスト	無人の図書館資料返却受付設備。市内の図書館などに設置されている。	P91
武力攻撃事態	武力攻撃事態法で定義されている有事に関する概念のひとつで、日本が外部から武力攻撃を受けている状態、または明らかに武力攻撃を受けると予想される状態。	P42
ふるさとの緑の景観地	埼玉を象徴する緑を形成している地域を保全するため、県では、昭和54年に「ふるさと埼玉の緑を守る条例」を制定し、当時の高度経済成長期における都市化の進展に伴う緑地の減少に対して、景観に優れた緑地を「ふるさとの緑の景観地」などとして指定している。	P85
文化芸術振興基本法	文化芸術の振興の基本理念を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにし、総合的な推進と心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とした法律。平成13年に公布・施行された。	P87
ヘリコプターテレビ	ヘリコプターテレビ電送システムは、防災ヘリコプターに搭載したカメラで撮影した災害現場等の映像を、地上の基地局で受信し、防災行政無線回線などを用いて県や市町村等に即時に送るシステム。被災現場の状況が映像で即時に見えることで、迅速・的確な災害対策が可能になる。	P43
防火・準防火地域	都市計画法に基づき、防火のために特に指定される地域。この地域内の建物は、建築物の規模に応じて、耐火建築または簡易耐火建築としなければならない等の制約を受ける。	P42
防火対象物	建築物をはじめ、車両や船舶、山林など火災予防の対象となる全てのものを指す消防法令上の呼称。	P44

用語	解説	ページ
【ま】		
まなびすと指導者バンク	市民の生涯学習活動を支援する講師や指導者を要望に応じて紹介するシステム。生涯学習活動における指導者の活用と生涯学習活動の推進に寄与することを目的とする。	P91
道の駅	一般道における休憩機能、情報交流機能、地域の連携機能を持つ施設として国土交通省が中心となって整備を進めているもの。	P67
みどりの学校ファーム	学校単位で農園を設置し、心身共に発育段階にある児童・生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることを狙いとした取り組み。	P116
みどりの基金	市民と行政が一体となって緑化を推進し、快適に住みやすく安全な都市環境をつくるために創設された基金。これまでに「原市ふるさとの緑の景観地」、「藤波・中分ふるさとの緑の景観地」の公有地化事業や、「桜オーナー制度」による植樹に活用されている。	P85
無効水量	浄水場から送り出した水のうち、漏水など有効に使われなかった水の量。	P63
メディカルコントロール体制	消防機関と医療機関との連携によって、〔1〕救急隊が現場からいつでも迅速に医師に指示、指導、助言が要請できる、〔2〕実施した救急活動の医学的判断、処置の適切性について医師による事後検証を行い、その結果を再教育に活用する、〔3〕救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習を行う体制。	P45
【や】		
有収率	浄水場から送り出した水量に対し、水道料金の対象になった水量の割合。消火栓や管洗浄、漏水等の水量は対象外となる。	P62
ユニバーサルデザイン	ユニバーサル（「普遍的な」、「全体の」）という言葉が示すように、「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるように建築物や構造物、商品等をデザインすることをいう。	P70 P72

用語	解説	ページ
用途地域	都市計画法に基づく地域地区のうち最も基礎的なもので、住居、商業、工業などを適正に配置し機能的な都市活動を確保するとともに、建築物の用途や建ぺい率、容積率、高さなどを規制・誘導し、都市全体の土地利用の基本的な枠組みの設定、計画的な街づくりに大きな役割を果たす。	P66
【ら】		
ライフステージ	成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりやその段階をいう。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期がライフステージとしてある。	P29
ライフライン	電気、ガス、水道など市民生活に必要なものを線（ライン）によって供給する施設や機能。命綱や生命線という意味からこう呼ばれる。	P62
LAN	《Local Area Network（ローカル・エリア・ネットワーク）の略》1つの建物の中や同一の敷地内など、比較的狭い限られたエリア内で用いられるコンピュータネットワークのこと。一般家庭、企業のオフィスや研究所、工場等で広く使用されている。	P115
【わ】		
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」。年齢、性別を問わず誰もが、仕事だけでなく、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自分の意思でそのバランスを選択できる状態をいう。	P28 P106 P110 P113